

# 鳥取県病害虫総合防除計画

令和5年

令和6年3月

## 目次

1	指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項.....	1
2	指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容.....	2
	（別表）鳥取県総合防除計画に定める病害虫の一覧.....	2
	【普通作物】.....	5
	【野菜】.....	14
	【果樹】.....	29
3	農林水産大臣が異常発生時の防除を指示した場合における措置の内容及び実施体制に関する事項.....	37
4	指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び関係団体との連携に関する事項.....	39
	（参考）病害虫発生予察の組織体制図.....	40

## 1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

### (1) 鳥取県病害虫総合防除計画の趣旨

地球温暖化による気候変動に伴う国内未発生 of 病害虫の侵入・まん延リスクの高まりや農産物輸出の増加等の状況の変化を背景として、これらをめぐる課題に対応するため「植物防疫法の一部を改正する法律」（令和4年法律第36号）が令和4年5月2日に公布（令和5年4月1日施行）され、国は「指定有害動植物（※1）」を見直し、指定有害動植物の総合防除（※2）の推進について基本的な事項等を示した「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針」（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号、以下「総合防除基本指針」という。）を策定した。

本県においても、「鳥取県病害虫総合防除計画」（以下「本計画」という。）として、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下「法」という。）第22条の3第1項に基づき、総合防除基本指針に即して、かつ、本県の実情に応じて、農林水産大臣が定めた「指定有害動植物」及び指定有害動植物以外に県が選定した有害動植物の総合防除の内容等を定める、本計画を策定する。

### ※1 指定有害動植物の定義

指定有害動植物とは、法第22条第1項において、「有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」とされている。

### ※2 総合防除の定義

総合防除とは、法第22条第2項において、「有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。」とされている。

### (2) 本計画策定の基本方針

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算量）の50%低減を目指す。」ことが目標の1つとして掲げられた。

鳥取県においても、令和5年3月22日に鳥取県と県内全19市町村が共同で「鳥取県みどりの食料システム基本計画」を公表した。当該計画も踏まえ、化学農薬使用量の低減に向け、総合的な病害虫管理体系の確立と普及を推進する。

本計画で総合防除の内容を策定する品目と指定有害動植物等については、「総合防除基本指針」第2の1に基づき、別表のとおりとする。

### (3) 計画期間

法第22条の2第3項に基づき、本計画についても少なくとも5年ごとに見直しを行い、必要があるときは変更するものとする。

## 2 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

## (別表) 鳥取県総合防除計画に定める病害虫の一覧

本計画では、本県の実情に合わせて、108種の病害虫について総合防除の内容を定める。そのうち「植物防疫法施行規則第40条」により定められている指定病害虫は65種とする。

分類	対象作物	病害虫	指定
共通	対象作物を定めないもの	ハスモンヨトウ	○
		ヨトウガ	○
		シロイチモジヨトウ	○
		コナガ	○
		オオタバコガ	○
		果樹カメムシ類	○
いね	いね	苗立枯病	○
		いもち病	○
		紋枯病	○
		ごま葉枯病	○
		ばか苗病	○
		白葉枯病	○
		もみ枯細菌病	○
		ヒメトビウンカ（縞葉枯病）	○
		ツマグロヨコバイ	○
		イネシンガレセンチュウ（心枯線虫病、黒点米）	-
		イネミズゾウムシ	○
		イネドロオイムシ	○
		フタオビコヤガ	○
		ニカメイガ	○
		イチモンジセセリ（イネツトムシ）	-
		コブノメイガ	○
		セジロウンカ	○
		トビイロウンカ	○
		斑点米カメムシ類	○
スクミリンゴガイ	○		
むぎ	むぎ	網斑病	-
		さび病類	○
		うどんこ病	○
		赤かび病	○
		黒節病	-
		黒穂病類	-
		斑葉病	-
豆類	だいず	紫斑病	○
		モザイク病	-

分類	対象作物	病害虫	指定
		ハスモンヨトウ	○
		吸実性カメムシ類	○
		マメシクイガ	○
		シロイチモジマダラメイガ	-
野菜	すいか	つる枯病	-
		炭疽病	-
		疫病	-
		うどんこ病	-
		菌核病	-
		アブラムシ類	○
		ハダニ類（カンザワハダニ、ナミハダニ）	-
	いちご	灰色かび病	○
		うどんこ病	○
		炭疽病	○
		アブラムシ類	○
		ハダニ類（カンザワハダニ、ナミハダニ）	○
	ブロッコリー	べと病	-
		黒腐病	-
		軟腐病	-
		黒すす病	-
		アブラムシ類	-
		ウワバ類	-
		モンシロチョウ（アオムシ）	-
	キャベツ	べと病	-
		菌核病	○
		黒腐病	○
		軟腐病	-
		黒斑細菌病	-
		アブラムシ類	○
		ウワバ類	-
		モンシロチョウ（アオムシ）	○
	ねぎ	さび病	○
		べと病	○
		黒斑病	○
		軟腐病	-
		白絹病	-
萎凋病		-	
アザミウマ類		○	
ネギコガ		○	

分類	対象作物	病害虫	指定
		ネギハモグリバエ	○
		アブラムシ類	○
	らっきょう	白色疫病	-
		灰色かび病	-
		ネギアザミウマ	-
		ネギハモグリバエ	-
	ながいも	炭疽病	-
		ナガイモコガ（ヤマノイモコガ）	-
		ハダニ類（カンザワハダニ、ナミハダニ）	-
	果樹	かき	炭疽病
灰色かび病			-
うどんこ病			-
アザミウマ類			○
カイガラムシ類			○
カキノハタムシガ			○
ハマキムシ類			○
フタモンマダラメイガ			-
ヒメコスカシバ			-
なし			赤星病
		黒星病	○
		黒斑病	○
		うどんこ病	-
		輪紋病	-
		アブラムシ類	○
		カイガラムシ類	○
		シンクイムシ類	○
		ニセナシサビダニ	○
		ハダニ類	○
		ハマキムシ類	○
ぶどう		晩腐病	○
		灰色かび病	○
		べと病	○
		黒とう病	-
		アザミウマ類	○
		ハマキムシ類	-

## 対象有害動植物ごとの総合防除の詳細

## 【普通作物】

### 〇いね

#### 【一般事項】

##### (予防に関する措置)

- ・ けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している病害虫を駆除することにより、病害虫の密度低下を図る。
- ・ 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
- ・ 土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
- ・ ケイ酸質肥料の施用により、植物体を固くする。
- ・ 常発する病害虫に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。
- ・ 種子の更新等により、健全な種子を使用する。
- ・ 塩水選により、健全な種もみを選別する。
- ・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。
- ・ 品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。
- ・ 平年の病害虫の発生状況や発生予察情報を基に、育苗箱処理剤を施用する。
- ・ 病害の発生が認められた苗は速やかに移植するか、適切に処分する。（病害の種類、発生程度により対応が異なる）
- ・ 代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ・ 健全な苗を選抜し、移植する。
- ・ 品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。
- ・ ばか苗病等の発病苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。

##### (判断、防除に関する措置)

- ・ 要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性・抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- ・ けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。

病害虫名		総合防除の内容
い ね	苗立枯病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用前に、育苗箱を消毒する。</li> <li>・ 本病の病原菌に汚染された育苗培土を使用しない。</li> <li>・ 有機物の少ない育苗培土を使用する。</li> <li>・ は種前もしくはは種時に薬剤による育苗培土の消毒を行う。</li> <li>・ 水道水等のきれいな水でかん水する。</li> <li>・ 育苗床を均平にする。</li> <li>・ 育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 育苗中に発生を認めた場合には、速やかに発病株の抜き取りを実施する。</li> <li>・ 発生が認められた育苗箱は健全な苗から隔離し、発生が拡大する前に健全な苗を用いて田植えを行う。</li> </ul>
	いもち病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。</li> <li>・ 健全な種子を使用する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩水選により、健全な種もみを選択する。</li> <li>・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。</li> <li>・は種時に十分量の培土で覆土する。</li> <li>・高温下での育苗管理を避ける。</li> <li>・適切な育苗期間で移植する。</li> <li>・被害わら、もみを苗床やほ場に放置しない。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・極度な遅植えを避ける。</li> <li>・本病に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・補植用置苗は本田における発生源となることから、早期に除去する。</li> <li>・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を抜き取る。（苗いもち）</li> <li>・発病苗を移植しない。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。（葉いもち及び穂いもち）</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> <li>・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。</li> <li>・多発時には強い中干しを避ける。（葉いもち）</li> </ul>
紋枯病	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過繁茂にならないよう留意する。</li> <li>・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。</li> <li>・けい畔、水路等の雑草を除草する。</li> <li>・倒伏しないよう留意する。</li> <li>・本病に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生が多い場合には、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
ごま葉枯病	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な種子を使用する。</li> <li>・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。</li> <li>・深耕や客土により土壌改良に努める。</li> <li>・適切な肥培管理を行う。（生育後期に葉色を落とさない）</li> <li>・窒素肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。</li> <li>・種もみを種子消毒（薬剤処理等）する。</li> <li>・は種時に十分量の培土で覆土する。</li> <li>・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。</li> <li>・本病の伝染源となるけい畔等の雑草を除草する。</li> <li>・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。</li> </ul>
ばか苗病	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な種子を使用する。</li> <li>・塩水選により、健全な種もみを選択する。</li> <li>・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）する。</li> <li>・育苗箱等の農業用資材を消毒する。</li> </ul>



	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗時に発病株を抜き取る。</li> <li>・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、適切に処分する。</li> <li>・地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> </ul>
白葉枯病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗性品種を使用する。</li> <li>・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。</li> <li>・本病に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・育苗箱処理剤を施用しない場合は抵抗性誘導剤（本田粒剤）を散布する。</li> <li>・露があるときには、発生ほ場内に入らない。</li> <li>・冬季に、本病の越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。</li> </ul>
もみ枯細菌病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無病ほ場から採種する。</li> <li>・塩水選により、健全な種もみを選択する。</li> <li>・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。</li> <li>・育苗床を均平にする。</li> <li>・ハウス育苗では、高温になりやすいため、育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。</li> <li>・は種時に薬剤を施用する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> </ul>
ヒメトビウン しま カ（縞葉枯 病ウイルス）	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。</li> <li>・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・本虫の本田飛来盛期の移植を避ける。</li> <li>・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。また、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草等で越冬することから、秋～春先までのけい畔除草により、本種虫の密度を抑制する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・薬剤防除の適期は、6月末～7月上旬の第2世代幼虫ふ化最盛期である。</li> <li>・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り適切に処分する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
ツマグロヨコ バイ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にはセジロウンカ、トビイロウンカなどとの同時防除を実施する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8月下旬～9月中旬に多発の傾向が認められた場合、追加の薬剤散布を実施する。</li> </ul>
イネシンガレセンチュウ（心枯線虫病、黒点米）	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本虫の発生田から採取したもみを種子として使用しない。</li> <li>・ 塩水選により、健全な種もみを選択する。</li> <li>・ ほ場及びその周辺にもみ殻を堆積させない。</li> <li>・ 種もみを種子消毒（温湯浸漬又は薬剤処理による浸漬処理）する。</li> <li>・ 種子消毒を行わない場合、本虫に適用のある薬剤を育苗箱処理する。</li> </ul>
イネミズゾウムシ	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・ 越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。</li> <li>・ 深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。</li> <li>・ は種時～移植期の防除を行っていない水田、成虫の発生及び食害が多い水田では、 粒剤、粉剤等を散布する。</li> <li>・ 要防除水準は、成虫数0.5頭/株以上とする。なお、成虫は確認されないが被害葉が顕著に増加した場合にも防除を行う。</li> <li>・ 薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。</li> </ul>
イネドロオウムシ	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本虫の越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のいね科雑草を除草する。</li> <li>・ 本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、産卵最盛期～幼虫ふ化最盛期に粉剤、水和剤等を散布する。</li> </ul>
フタオビコヤガ	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・ 収穫後の稲わらを適切に処分し、<sup>さなぎ</sup>蛹を死滅させる。</li> <li>・ 過繁茂にならないよう、適切な施肥管理を行う。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 薬剤散布の適期は、7月～8月中旬の幼虫発生時期である。</li> </ul>
ニカメイガ	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・ 収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。</li> <li>・ 過繁茂にならないよう、適切な施肥管理を行う。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （第1世代幼虫）6月中旬～下旬に、要防除水準を超えたほ場では、薬剤散布を実施する。</li> <li>・ （第2世代幼虫）8月中旬～下旬に、第1世代の被害が多く、要防除水準を超えたほ場では、薬剤散布を実施する。</li> <li>・ 各世代の要防除水準は、以下のとおりである。</li> </ul>

	<p>(1) 第1世代 葉鞘変色茎率が5%以上</p> <p>(2) 第2世代(いずれかの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1世代幼虫防除時の被害茎率2~3%以上あるいは同株率15~20%以上</li> <li>・第1世代末期の心枯茎率1.5%以上あるいは同株率10~12%以上</li> </ul>
イチモンジセセリ(イネツトムシ)	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・薬剤散布の適期は、6月中旬の第1世代幼虫発生初期及び7月末~8月上旬の第2世代幼虫発生初期である。</li> </ul>
コブノメイガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。</li> <li>・薬剤散布を実施する場合には、被害発生初期に粉剤、水和剤等、または発蛾最盛期に粒剤を散布する。</li> <li>・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。</li> </ul>
セジロウンカ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・薬剤散布の適期は7月下旬~8月上旬のセジロウンカ幼虫最盛期である。なお、要防除水準は7月下旬~8月上旬の成・幼虫数10頭/株とする。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
トビイロウンカ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本虫に適用のある育苗箱処理剤を施用する。</li> <li>・本虫が定着しやすい時期を避けるよう、移植時期を前後にずらす。</li> <li>・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度(植付け本数及び植付け間隔)を調整する。</li> <li>・水管理について、数日間隔で湛水及び落水を繰り返す。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・要防除水準は、8月中旬の成・幼虫数1頭/株、8月下旬~9月中旬の成・幼虫数10頭/株とする。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、被害が拡大しないよう努める。</li> </ul>

<p>斑点米カメムシ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出穂期の20日前頃及び出穂期にはほ場周辺のイネ科雑草の草刈りを行い、カメムシ類の発生源を少なくする。ただし、水稻の出穂期前後に、穂を付けたイネ科雑草の草刈りを行うと、穂で増殖したカメムシ類を水田に追い込むので、出穂期の草刈りは、イネ科雑草が出穂する前に行う。</li> <li>・ 水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報等を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 薬剤散布後も生息密度調査を継続し、発生が多い場合は7～10日間隔で1～2回の追加散布を行う。</li> <li>・ 薬剤散布は、地域一斉に実施することが望ましい。</li> <li>・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
<p>スクミリングガイ</p>	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul> <p>①未発生ほ場の場合 (予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。</li> <li>・ 未発生の水田へ、本種を除草目的等で持ち込まない。</li> <li>・ 発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への侵入及びまん延防止に努める。</li> </ul> <p>②発生ほ場の場合 (予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季に耕起を実施する。</li> <li>・ 冬季に水路の泥上げを実施する。</li> <li>・ 水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。</li> <li>・ 食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苗の移植期前に水田や水路の成員を捕殺するとともに卵塊（桃色～赤色）を水中に落とす。</li> <li>・ 苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成員を捕殺する。</li> <li>・ 食害が多い場合は適期（移植直後～約2週間後）の薬剤散布を実施する。</li> <li>・ 苗の移植後3週間まで、水深4cm以下の浅水管理を実施する。</li> </ul>

○むぎ	
【一般事項】 (予防に関する措置)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性・抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> </ul>	
病害虫名	総合防除の内容
むぎ	網斑病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な種子を使用する。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・適正な種量を守る。</li> <li>・薬剤による種子消毒を行う。</li> <li>・発病株の残さは次期作の伝染源となることから、適切に処分する。</li> </ul> (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	さび病類 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多や晩期の追肥を避ける。</li> <li>・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。</li> <li>・早まきを避ける。</li> </ul> (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。</li> </ul>
	うどんこ病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗性品種を使用する。</li> <li>・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・遅まきを避ける。</li> <li>・適正な種量を守る。</li> </ul> (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
	赤かび病 (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な種子を使用する。</li> <li>・倒伏防止に努める。</li> <li>・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。</li> </ul> (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報等を参考に、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・降雨等の天候不順が続く場合には、追加の薬剤散布を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>

黒節病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な種子を使用する。</li> <li>薬剤による種子消毒を行う。</li> <li>発病株の残さは次期作の伝染源となることから、適切に処分する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
黒穂病類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な種子を使用する。</li> <li>薬剤による種子消毒を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発病穂を抜き取り、適切に処分する。</li> </ul>
斑葉病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な種子を使用する。</li> <li>薬剤による種子消毒を行う。</li> </ul>

○豆類

【一般事項】

(予防に関する措置)

- 輪作又は田畑輪換を行う。特に、土壌伝染性の病害虫又は土中で越冬する害虫が発生したほ場での連作は行わない。
- トラクター等の農機具の清掃を徹底する。
- ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、害虫の密度を低下させる。
- タネバエ及び雑草対策として完熟堆肥を用い、未熟な堆肥や有機質肥料の使用を避ける。
- 線虫対策として、栽培予定ほ場で、作付け前に対抗植物を栽培する。
- 初期生育の確保や土壌伝染性病害の予防のため、高畝栽培や畝立と同時には種を行う。
- 健全な種子（特にウイルス病に関しては無病株から採取した種子）を使用する。
- 種子消毒を行う。
- 作型や品種特性を考慮し、地域で栽培可能な抵抗性品種を利用する。
- 適正な栽植密度では種する。また、は種後の鳥害回避のため、できるだけ大きな面積で一斉には種する。
- 雑草の発生状況を確認し、中耕及び培土を適期に適正な回数行う。
- 栽培終了後、作物残さを集めてほ場外で適切に処分する。または、トラクター等により深くすき込みを行う。

(判断、防除に関する措置)

- ウイルス病や土壌伝染性病害の対策のため、発病株を発見次第、早期に抜き取ってほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- 生物農薬を活用する。
- 除草剤の選択に当たっては、栽培方法に準じた適切な除草剤を選定し、発生状況に応じて適切に散布する。
- 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性・抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

病害虫名	総合防除の内容
だ い ず  紫斑病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵抗性品種を使用する。</li> <li>・ 健全な種子を使用する。</li> <li>・ 種子消毒を行う。</li> <li>・ 連作を避ける。</li> <li>・ 成熟後、速やかに収穫及び乾燥作業を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害茎葉を集めてほ場外に持ち出し、適切に処分する。</li> <li>・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。</li> <li>・ 地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> </ul>
モザイク病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抵抗性品種を使用する。</li> <li>・ 健全な種子を使用する。</li> <li>・ ウイルスの伝染源となる在来品種等と近接栽培しない。</li> <li>・ ほ場内及びその周辺の雑草（クローバー等のまめ科植物及びなす科植物）の除草を行う。</li> <li>・ ウイルスを媒介するアブラムシ類を防除する。</li> <li>・ 例年発生が多いほ場では、アブラムシ類を対象とした種子塗沫剤又は粒剤の処理を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発病株を抜き取り、適切に処分する。</li> <li>・ アブラムシ類を対象に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
ハスモンヨトウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中齢幼虫以降は薬剤に強くなるため、白変被害葉及び若齢幼虫の早期発見に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。薬剤散布の適期は8月中旬～9月の幼虫発生初期である。</li> <li>・ 発生が多いほ場では、薬剤散布後も幼虫の発生状況をよく観察し、次世代幼虫の発生初期に追加散布を行う。</li> <li>・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
吸実性カメムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極端な早まきを避ける。</li> <li>・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除を行い、発生密度の低下を図る。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 薬剤散布の適期は、幼虫の発生量が多くなる開花期の25～35日後と、その10日後の2回である。</li> <li>・ 開花期に成虫が多いほ場や収穫期が近づいても成幼虫が多いほ場では、さらに追加の薬剤散布を実施する。</li> <li>・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>

マメシクイ ガ	(予防に関する措置) ・連作を避ける。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。
シロイチモジ マダラメイガ	(判断、防除に関する措置) ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、着莢期の頃に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

## 【野菜】

### ○野菜

#### 【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。
- ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の病害虫の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
- ・健全な種苗を使用する。
- ・病害虫の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む。）。
- ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害虫の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ・健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
- ・ほ場には、健全な苗のみを定植する。
- ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする病害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。
- ・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、害虫の飛来、産卵及び蛹化<sup>ようか</sup>を防ぐ。
- ・施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、病害虫の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選



択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。

- ・ 土壌からの病害の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。
  - ・ 土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
  - ・ 土壌伝染性の病害や害虫（センチュウ）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。
  - ・ 土壌診断に基づく適正な施肥、土壌 pH の矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
  - ・ 雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
  - ・ 次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
  - ・ 病害の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
  - ・ 雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。
- 。
- ・ 細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。 ・ 種子処理剤又は育苗期若しくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。

（判断、防除に関する措置）

- ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性・抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
- ・ 生物農薬を活用する。
- ・ 発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。
- ・ ウイルス病、細菌病など回復が困難な病害による発病株を発見した場合には、早急に抜き取って、ほ場外で適切に処分する。
- ・ 作物残さは病害虫の発生及び伝染源となることから、速やかに適切に処分する。

病害虫名		総合防除の内容
共通	ハスモン	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・ 施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。</li> <li>・ 施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> </ul> <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去し適切に処分する。</li> </ul> <p>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物農薬を活用する。</li> </ul>
	ヨトウ	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・年4～6回発生し、幼虫または蛹で越冬する。第3世代幼虫は夏が高温乾燥の年は多発しやすく、秋冬野菜に大きな加害を与えるので、適期の防除を徹底する。</li> <li>・中齢幼虫以降は薬剤に強くなるので、若齢期に防除する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> </ul>
	<p>ヨトウガ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。</li> <li>・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第除去し、適切に処分する。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・蛹で越冬し、年2回の発生で、その時期は4月下旬～5月下旬と9月下旬～10月中旬である。</li> <li>・若齢幼虫は葉裏に隠れ、葉の表層を食害する。食害量が少ないので、発見が遅れやすいが、この時期の防除が重要である。</li> <li>・中齢幼虫以降は薬剤に強くなるので、若齢期に防除する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> </ul>
	<p>シロイチ モジヨト ウ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。（判断、防除に関する措置）</li> <li>・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去し、処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、</li> </ul>

	<p>結球前の防除を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネギでは、幼虫が筒状の葉身に食入した場合に、防除が難しくなることから、防除は成虫の発生が最盛期となる時期に行う。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・年5回発生するが、8月中旬と9月中～下旬の被害が多いので、適期に薬剤散布を実施する。</li> </ul>
コナガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草（特にアブラナ科雑草）の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年10回近く発生する。5～6月に発生が多く、盛夏期には減少する。</li> <li>・発育が早く繁殖力も旺盛であり、老齢幼虫は薬剤に強くなるので、若齢期に防除する。</li> <li>・葉裏にいる幼虫は、葉を動かすと機敏に動き、糸を吐いて地面に垂下し、食害痕も葉の表皮を残していることが多い。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・生物農薬を活用する。</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> </ul>
オオタバコガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する</li> <li>・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・年3～4回発生するが、8月中旬以降の被害が多いので、適期に薬剤散布を実施する。</li> </ul>

す い か	つる枯病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗時には、苗の茎葉が重ならないよう鉢を配置する。</li> <li>・日中はできるだけ風通しを良くする。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接ぎ木を行う前日に薬剤散布を行う。</li> <li>・苗の子葉に発病が認められた場合は、病斑部を切除し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・例年発生するほ場では、発病前から薬剤の散布に努め、薬剤散布を7～10日間隔で数回散布する。特にトンネル栽培では早期の発病に注意する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	炭疽病	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル栽培または露地栽培で生育後期より、発病前から薬剤の散布に努め、薬剤散布を通常7～10日、降雨が続く場合は、3～5日間隔で数回散布する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	疫病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。豪雨の後は早急に排水を行う。</li> <li>・畝は緩いかまぼこ型とし、マルチング面に凹凸がないようにする。</li> <li>・果実の底にシートをあてる。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・未熟な有機物の多量施用は避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル栽培又は露地栽培で生育後期より、発病前から薬剤の散布に努め、薬剤散布を通常7～10日間隔、降雨が続く場合や豪雨の後は3～5日間隔で数回散布する。</li> </ul>
	うどんこ病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設栽培では、換気や風通しを良くする。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病前から薬剤の散布に努め、薬剤散布を7～10日間隔で数回散布する。</li> <li>・発病が認められた場合は、発病した葉を切除し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。</li> </ul>

<p>菌核病</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設栽培では夜間に保温し、ハウス内気温が下がらないように留意する。</li> <li>施設栽培では、換気や風通しを良くする。</li> <li>ほ場の排水を良好に保つ。</li> <li>前年の発生ほ場では、プラウ耕により表土を反転する。</li> <li>施設栽培では、盛夏期に太陽熱消毒を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つる引き後～着果期より、発病前から薬剤の散布に努め、薬剤散布を7～10日間隔で数回散布する。施設栽培ではくん煙剤も有効である。</li> </ul>
<p>アブラムシ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。</li> <li>CMVやWMVを非永続的に伝搬するので、防除を徹底する。</li> </ul>
<p>ハダニ類 (カンザワハダニ、ナミハダニ)</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>梅雨明け後の高温乾燥時に多発するので早期防除を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>

い ち じ り	灰色かび病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。</li> <li>・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。</li> <li>・風通しを良くするために、密植を避ける。</li> <li>・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> </ul>
	うどんこ病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・施設栽培では、換気や風通しを良くする。</li> <li>・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。</li> <li>・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紫外線（UV-B）ライトを活用する。</li> <li>・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> </ul>
	炭疽病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。</li> <li>・育苗中は、雨よけ育苗や底面給水を実施する。</li> <li>・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に発病前から定期的に薬剤散布を実施する。</li> <li>・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。</li> </ul>
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。</li> <li>・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布</li> </ul>

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
	<p>ハダニ類 (カンザワハダニ、ナミハダニ)</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物農薬を活用する。</li> <li>・気門封鎖剤を散布する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
ブロッコリー	べと病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗時に過湿とならないように留意する。</li> <li>・育苗時に発生した場合は、発病株を除去し、適切に処分する。</li> <li>・育苗時に亜リン酸を含む液肥を葉面散布するなど健苗育成に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	黒腐病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よけ施設で育苗する。</li> <li>・アブラナ科作物の連作を避ける。</li> <li>・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。</li> <li>・抵抗性品種を導入する。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・害虫の食害痕からの本病の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。</li> <li>・中耕作業によって生じる傷口は本病の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。</li> </ul>

軟腐病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アブラナ科作物の連作を避ける。</li> <li>・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出蕾前から予防散布に努める。</li> <li>・長雨が続く場合、薬剤を10日間隔でローテーション散布を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
黒すす病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗時に過湿とならないように留意する。</li> <li>・育苗時に発生した場合は、発病株を除去し、適切に処分する。</li> <li>・被害残さはほ場外で適切に処分するか、すき込んでしっかり腐熟させる。</li> <li>・ほ場の風通しを良くし、水滴の跳ね上げなどによる二次感染が起こらないようにする。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散布剤を用いた防除体系では定植1か月前後から薬剤の散布を開始する。出蕾前後にも薬剤散布を行い、花蕾の発病を予防する。</li> <li>・台風、長雨などが予想される場合は、速やかに追加の薬剤散布を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗床を防虫ネット等により被覆する。</li> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
ウワバ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・年4～5回発生で晩夏から秋にかけて多くなり、山間部で被害が多いことがある。</li> </ul>
モンシロチョウ (アオム)	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗床を防虫ネット等の使用により成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> <li>・ほ場周辺の雑草（特にアブラナ科雑草）の防除に努める。</li> </ul>



	シ)	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・年4～6回発生し、5月頃から幼虫の加害が多くなるが、盛夏期には減少し、秋再び加害が多くなるので、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
キャベツ	べと病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗時に過湿とならないように留意する。</li> <li>・育苗時に発生した場合は、発病株は除去し、適切に処分する。</li> <li>・育苗時に亜リン酸を含む液肥を葉面散布するなど健苗育成に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生育期（茎葉防除適期）では発病前から薬剤散布を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	菌核病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿主植物の連作及び輪作を避ける。</li> <li>・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・田畑輪換や夏季の湛水<sup>たん</sup>処理により、菌核を死滅させる。</li> <li>・前年の発生ほ場では、プラウ耕により表土を反転する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。</li> <li>・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> </ul>
	黒腐病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よけ施設で育苗する。</li> <li>・アブラナ科作物の連作を避ける。</li> <li>・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。</li> <li>・抵抗性品種を導入する。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・害虫の食害痕からの本病の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。</li> <li>・中耕作業によって生じる傷口は本病の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。</li> </ul>

軟腐病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アブラナ科作物の連作を避ける。</li> <li>・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出蕾前から予防散布に努める。</li> <li>・長雨が続く場合、薬剤を10日間隔でローテーション散布を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
黒斑細菌病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よけ施設で育苗する。</li> <li>・アブラナ科作物の連作を避ける。</li> <li>・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。</li> <li>・抵抗性品種を導入する。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・害虫の食害痕からの本病の侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。</li> <li>・中耕作業によって生じる傷口は本病の侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。</li> </ul>
アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗床を防虫ネット等により被覆する。</li> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>

	<p>ウワバ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・年4～5回発生で晩夏から秋にかけて多くなり、山間部で被害が多いことがある。</li> </ul>
	<p>モンシロ チョウ (アオムシ)</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗床を防虫ネット等の使用により成虫の飛来及び産卵を防ぐ。</li> <li>・ほ場周辺の雑草（特にアブラナ科雑草）の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・年4～6回発生し、5月頃から幼虫の加害が多くなるが、盛夏期には減少し、秋再び加害が多くなるので、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
<p>ねぎ</p>	<p>さび病</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多及び肥料切れを避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病茎葉や発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> </ul>
	<p>べと病</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発ほ場では、連作を避ける。</li> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。</li> <li>・風通しを良好に保つ。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病茎葉及び発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> </ul>
	<p>黒斑病</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発ほ場では、連作を避ける。</li> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。</li> <li>・窒素過多及び肥料切れを避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病茎葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初</li> </ul>

	<p>期に薬剤散布等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> </ul>
軟腐病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。豪雨の後は早急に排水を行う。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土寄せ後（但し収穫30日前まで）に、2回以内で抵抗性誘導剤を株元散布する。</li> <li>・土寄せ前後に、薬剤散布を7～10日間隔で2～3回散布する。</li> </ul>
白絹病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石灰を多量に散布し、土壌の酸度矯正を行う。</li> <li>・連作を避け、他作物との輪作を行う。</li> <li>・夏場の無理な土寄せは避ける。</li> <li>・前年の発生ほ場では、プラウ耕により表土を反転する。</li> <li>・発生状況に応じて、土壌消毒を行う。</li> <li>・発病地では土寄せを深くしない。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土寄せ前に薬剤散布を行う。</li> <li>・発病後は、土寄せごとに薬剤散布を行う。</li> </ul>
萎凋病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苗床をできるだけ連作しない。やむを得ず連作する場合は、は種前年から予定地を土壌消毒する。</li> <li>・連作を避け、他作物との輪作を行う。</li> <li>・ほ場の過湿、過乾を避ける。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況に応じて、土壌消毒を行う。</li> <li>・定植前に苗を灌注処理する。</li> </ul>
アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・露地栽培ではシルバーマルチによる被覆を行う。また、施設栽培では防虫ネットによる被覆及び施設周囲への光反射シートの敷設を行う。</li> <li>・マルチの敷設により、土中での蛹化<sup>よう</sup>を防ぐ。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> <li>・年5～10回発生。成虫で越冬する。梅雨明け後の高温乾燥が続くと多発するので、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>

	ネギコガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
	ネギハモ グリバエ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。</li> <li>・被害葉及び作物残さは本害虫の発生源となることから、速やかに適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・蛹で越冬し、成虫は4月下旬から現れ、秋までに5～6世代発生するので、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・6～7月に少雨の年は8月以降特に被害が増大するので、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・発生時には葉の先端近くに点状の甜食及び産卵痕が縦に連続して見られ、特に新葉に多いので、この現れる状況を見て防除時期を判断する。</li> <li>・バイオタイプBが確認されている。従来系統より被害が集中するため、防除時期を逃さないようにする。</li> </ul>
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・ネギ萎縮病（SYSV）を非永続的に伝搬するので、防除を徹底する。</li> </ul>
らつきょう	白色疫病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。</li> <li>・本病は水媒伝染することから、降雨前後の防除が重要である。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>

	灰色かび病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場の排水を良好に保つ。</li> <li>・風通しを良くするために、密植を避け、適切な栽植密度とする。</li> <li>・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	ネギアザミウマ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・I Y S Vの媒介虫であるため、発生初期の防除に努め、被害拡大を防ぐ。</li> <li>・作物残さを適切に処分する。</li> </ul>
	ネギハモグリバエ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。</li> <li>・被害葉及び作物残さは本害虫の発生源となることから、速やかに適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・バイオタイプBが確認されている。従来系統より被害が集中するため、防除時期を逃さないようにする。</li> </ul>
ながいも	炭疽病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風通しの悪いほ場条件で多発するので、過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
	ナガイモコガ(ヤマノイモコガ)	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風通しの悪いほ場条件で多発するので、過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>

<p>ハダニ類 (カンザ ワハダニ 、ナミハ ダニ)</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。</li> <li>・梅雨明け後の高温乾燥時に多発するので早期防除を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
--	---

## 【果樹】

### ○果樹

#### 【一般事項】

(予防に関する措置)

- ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。
- ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫及び土着天敵を把握する。
- ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。
- ・樹勢や根の活性を良好に保ち、病害虫の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。
- ・次期作における害虫の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。
- ・越冬する害虫の抑制のため、産卵又は越冬できる環境（バンド巻き）を作り出し、集まった害虫を捕殺処分する。
- ・次期作における病害虫の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。
- ・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。
- ・性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。

(判断、防除に関する措置)

- ・病害虫による被害部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。
- ・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。
- ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性・抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

病害虫名		総合防除の内容
共通	果樹カメムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生が多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋掛けを行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本種群の発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。</li> <li>・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。</li> <li>・着果期間に飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。</li> <li>・地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。</li> </ul>
	炭疽病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。</li> <li>・本病は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。</li> <li>・窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。</li> <li>・せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。</li> <li>・本病はカメムシ類の吸汁痕から感染しやすいと考えられることから、カメムシ類の防除に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹病した枝や果実は切除して適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・8月以降、台風等による強風雨の後には、追加散布を実施する。</li> <li>・休眠期及び5月中旬～9月上旬に薬剤散布を実施する。</li> </ul>
	灰色かび病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防風垣や防風網等を設置することにより、防風対策を実施する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・4月下旬～5月中旬に定期散布を実施する。</li> </ul>
かき	うどんこ病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。</li> <li>・施肥窒素量を抑える。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・休眠期及び4月下旬～8月下旬に定期散布を実施する。</li> </ul>



<p>アザミウマ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。</li> <li>・主要な発生源である防風樹のイヌマキ、サンゴジュ、イスノキでの発生状況に留意する(チャノキイロアザミウマ)。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・チャノキイロアザミウマは殺虫剤を6月中旬、7月中旬、8月上旬、8月下旬に各1回散布する。</li> <li>・カキクダアザミウマは殺虫剤を4月下旬～5月上旬、5月中旬～下旬、6月上旬、6月中旬、6月下旬に散布する。</li> </ul>
<p>カイガラムシ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新植及び改植時には、本種群が寄生していない健全な苗木を使用する。</li> <li>・休眠期に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠期に気門封鎖剤を散布する。</li> <li>・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・果実とへたの間など、薬液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する。(コナカイガラムシ類)</li> <li>・薬剤散布時期は、フジコナカイガラムシは4月上旬、6月中旬～7月上旬、8月中旬、マツモトコナカイガラムシは4月上旬、6月上旬～下旬、8月上旬、オオワタコナカイガラムシは6月上旬。</li> </ul>
<p>カキノヘタムシガ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠期に粗皮削りを行う。</li> <li>・粗皮削りは高圧洗浄機を使用すると効率が良い。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害果を速やかに除去し、適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
<p>ハマキムシ類</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で交信かく乱剤を使用する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>

	フタモン マダラメ イガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠期に粗皮削りを行って、越冬虫を捕殺する。</li> <li>・粗皮削りは高压洗浄機を使用すると効率が良い。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・主幹、主枝などに丁寧に散布する。</li> </ul>
	ヒメコス カシバ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠期に粗皮削りを行って、越冬虫を捕殺する。</li> <li>・粗皮削りは高压洗浄機を使用すると効率が良い。</li> <li>・5月中旬に交信かく乱剤を設置する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・4月～5月に薬剤や樹幹塗布剤を樹幹部などに処理し、7月下旬に再び樹幹塗布剤を処理すると効果が高い。</li> </ul>
なし	赤星病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地内及びその周辺への中間宿主（ビャクシン類、ネズ類）の栽植を避ける</li> <li>・袋掛けを実施する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。</li> </ul>
	黒星病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。</li> <li>・袋掛けを実施する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・発病果や発病葉、発病花そう基部等を見つけ次第摘除し、適切に切除処分する。初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。</li> <li>・越冬菌密度を低減するため、秋季防除を10～11月に1～2回程度実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、園内でDMI剤等に対する薬剤耐性が確認された場合は該当グループ薬剤の使用を中止する。</li> </ul>
	黒斑病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抵抗性品種を導入する。</li> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。</li> <li>・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期の袋掛けを実施する。</li> <li>・雌しべ感染による被害を予防するため、摘果～小袋掛け時に雌しべを摘んで除去する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・萌芽期～収穫後まで薬剤散布を実施する。</li> </ul>
うどんこ病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子のう殻が付着している可能性がある剪定枝などは春までに園外へ持ち出し適切に処分する。</li> <li>・園地外への持ち出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・5月中旬～9月下旬に薬剤散布を実施する。</li> <li>・秋季に乾燥条件となる場合は、1～2回の追加防除を実施する。</li> </ul>
輪紋病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・いぼ皮病斑が形成された枝は剪除し、園外に持ち出して適切に処分する。</li> <li>・いぼ皮病斑部を削り取り、ペースト剤を布剤する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・5月下旬～7月下旬に定期散布を実施する。</li> </ul>
アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。</li> <li>・展葉期、新梢伸長期の防除に重点を置く。</li> <li>・展開葉に次々に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
カイガラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新植及び改植時には、本種群が寄生していない健全な苗木を使用する。</li> <li>・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。</li> <li>・休眠期に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠期に気門封鎖剤を散布する。</li> <li>・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。</li> <li>・クワコナカイガラムシは、5月上旬、7月中旬、8月下旬及び時期及び収穫直後にそれぞれ1～2回、マツモトコナカイガラムシは6月中旬と8月上旬及び収穫直後にそれぞれ1～2回、殺虫剤を散布する。</li> </ul>
シンクイムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。</li> <li>・袋掛けを実施する。</li> <li>・受粉樹に残っている果実は、本種群の発生源となることから、速やかに除去する。</li> <li>・有袋栽培の場合には、袋の掛けもれ果を除去し、適切に処分する。</li> <li>・なし園地の近くの核果類に心折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する（ナシヒメシンクイ）。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。</li> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> </ul>
ニセナシサビダニ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新梢が二次伸長しないよう、適正な施肥管理に努める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・休眠期に気門封鎖剤を散布する。</li> <li>・短期間のうちに被害が増加するため、防除のタイミングを逃さないようにする。</li> <li>・新梢先端の葉や枝に寄生する機会が多いことから、薬剤散布を行う場合にはその部位に薬液が付着するよう、丁寧に散布する。</li> <li>・高温及び乾燥した年に発生が多い。また、前年発生した園地では翌年も発生する傾向にあることから、計画的に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・発生初期の5月下旬頃、発生盛期の6月中旬頃に薬剤散布を行う。</li> </ul>
ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。</li> <li>・粗皮削りやバンド誘殺で越冬量を減らす。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休眠期に気門封鎖剤を散布する。</li> <li>・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</li> </ul>

	ハマキムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で交信かく乱剤を使用する。</li> <li>・幼虫や蛹は葉を綴り合せて中に潜んでいるので、見つけ次第捕殺する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
さくとうび	晩腐病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素過多を避ける。</li> <li>・雨よけ施設の導入を検討する。</li> <li>・枝に残っている穂軸、巻きひげ、結果母枝の枯死部分等の除去を徹底し、越冬伝染源の低下を図る。</li> <li>・有袋栽培では早期の被袋を、無袋栽培では落花期までの笠掛けを、梅雨入り前までに行う。</li> <li>・袋掛けを行う際には、雨水の流入を防ぐため、口をしっかりと締める。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地の見回りにより、発病果粒を除去する。</li> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・本病の発生源となることから、二番成り果房を除去し、適切に処分する。</li> <li>・休眠期の薬剤散布を実施するとともに、開花直前から小豆大の生育期の薬剤散布を徹底する。</li> </ul>
	灰色かび病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園地内の通気に努め、過湿にならないよう留意する。施設栽培では多発生条件となりやすいことから、特に開花期前後の湿度低下に努める。</li> <li>・損傷した新梢や花穂、花冠や不受精果等の花器残さを速やかに除去する。</li> <li>・摘粒時にはさみで果粒を傷つけないよう注意し、摘果した果粒を適切に処分する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。病果を速やかに除去し、園地外で適切に処分する。</li> <li>・5月上～中旬及び6月上～下旬に薬剤散布を実施する。</li> </ul>
	べと病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨よけ施設の導入を検討する。</li> <li>・園地外への持出しや耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。</li> <li>・降雨による土砂の跳ね上がりを防ぐため、敷わら等を利用する。</li> <li>・軟弱徒長した新梢や過繁茂となった部分に発生しやすいことから、適正な栽培管理を実施する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・発病葉、発病花穂及び発病果房を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。</li> <li>・薬剤散布を実施する場合には、葉裏だけでなく葉表にも十分に付着するよ</li> </ul>

	<p>う散布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防が特に重要であることから、発病前からの定期的な薬剤散布を実施する</li> <li>・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> <li>・ 5月下旬～7月上旬及び8月下旬～10月上旬に薬剤散布を実施する。</li> </ul>
黒とう病	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨よけ施設の導入を検討する。</li> <li>・ 被害枝、果梗、巻きひげ等の除去を徹底し、越冬伝染源の低下を図る。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 休眠期及び4月上～中旬に薬剤散布を実施し、発生状況に応じて梅雨時期まで散布を行う。</li> </ul>
アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。</li> <li>・ 主要な発生源である防風樹のイヌマキ、サンゴジュ、イスノキでの発生状況に留意する(チャノキイロアザミウマ)。</li> <li>・ 早期の袋掛けを行う(チャノキイロアザミウマ)。</li> <li>・ 不要な副梢を速やかにせん定し、処分する(チャノキイロアザミウマ)。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。</li> </ul>
ハマキムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越冬密度減少を目的に、収穫後に防除を実施する。</li> <li>・ 5月に交信かく乱剤を設置する。</li> </ul> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。</li> <li>・ 6月上旬、収穫後に薬剤散布を行う。</li> </ul>

### 3 農林水産大臣が異常発生時の防除を指示した場合における措置の内容及び実施体制

#### (1) 告示

県は、法第24条第1項に基づき農林水産大臣(国)より異常発生時防除の指示を受けたときは、法第24条第2項に規定される「当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項」を定め、速やかに告示する。

#### (2) 異常発生時の措置の内容

異常発生時においては、平時の防除内容に関わらず、組織的に、指定有害動植物（病害虫）の急激なまん延を防止する必要がある。

このことから、県は、農林水産大臣が異常発生時防除に関する措置を指示した場合に、速やかに異常発生時防除を実施できるよう、措置の内容について定める。

ア 早期収穫する。

イ 被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残渣の除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。

ウ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

エ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(雑草防除、土壌消毒等)や健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

### (3) 役割分担

#### ア 県

生産振興課	農林水産大臣から法第24条第1項の規定による異常発生時防除指示を受けた後、関係者を参集し、情報共有を図るとともに、法第24条第2項に規定される区域及び期間、その他必要事項を速やかに定め、告示を行う。  <想定される参集範囲> 県関係部署、該当地域の市町村、鳥取県植物防疫協会、各農業協同組合、鳥取県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会県本部 など
鳥取県病害虫防除所 経営支援課	鳥取県病害虫防除所は経営支援課農業普及推進室と連携し、発生状況の把握、病害虫の診断等を行う。
農業改良普及所、農林業振興課、農業試験場、園芸試験場	鳥取県病害虫防除所の調査に協力する他、市町村や関係機関と連携し、農業者に対する防除指導を行う。

#### イ 市町村

県が行う発生調査に協力するとともに、農業者への防除対策の周知に協力を行う。

#### ウ 各農業関係機関

各関係機関は、速やかに防除対策が実施できるよう、防除の周知等について協力するとともに、県や市町村と連携し異常発生時防除に積極的に協力するものとする。

#### エ 農業者

農業者は、指定有害動植物の異常発生時防除を確実に実施し、病害虫のまん延防止に向けて、県及び各関係機関より、指定有害動植物の異常発生時防除の指導を受けた場合、指導内容に基づいて防除対策を実施するものとする。

(異常発生時防除の流れ)

①国から県へ異常発生時防除の指示（法第24条第1項）

↓

②県が区域及び期間その他必要な事項を定め（法第24条第2項）、告示を行う

↓

③防除対策会議の開催

↓

④防除の実施

#### 4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び関係団体との連携に関する事項

##### （1）病虫害防除の実施体制

県関係機関、市町村、農業協同組合及び関係団体（鳥取県植物防疫協会、全国農業協同組合連合会県本部等）は、(2)の役割のもと、相互に連携を図りつつ、病虫害防除を実施するものとする。なお、発生予察体制は下記の図1のとおりとする。

##### （2）役割

###### ア 県関係機関

本県における効果的な病虫害の防除を図るため、相互に情報を共有し病虫害の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の情報や発生状況に応じて、市町村、関係団体と連携し、農業者等に対して適時適切な防除指導を行う。

###### イ 市町村

発生予察情報等について、広報や有線テレビジョン放送等を通じて適期に農業者に周知するなど、県、農業協同組合等と連携しながら防除指導を行う。

###### ウ 農業協同組合

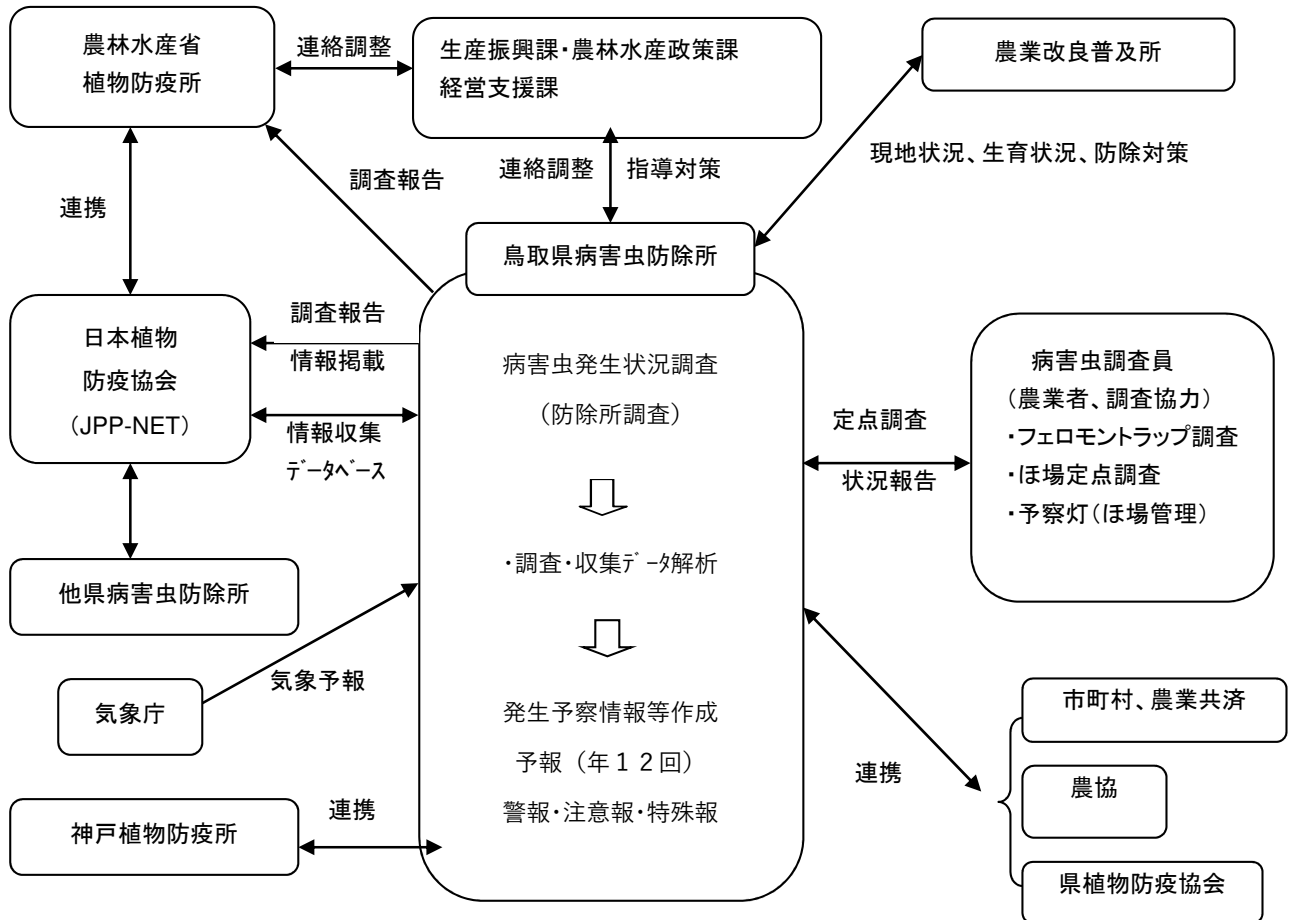
発生予察情報等について、農業者に周知するとともに、県、市町村等と連携しながら、農業者に対し防除指導を行う。

###### エ 関係団体

県や市町村、農業協同組合と連携し、病虫害防除の推進に協力するとともに、必要に応じ農業者への指導、助言を行う。



図1 病虫害発生予察の組織体制図



■ 情報発信の流れ

